

# 郵送による国民健康保険加入届のしかた

退職等により職場の健康保険の資格を喪失した場合、国民健康保険の資格取得届は郵送でも受け付けております。

書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることがあります。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。

郵送による本人確認にも「身元確認」と「番号確認」が必要です。

新しい国民健康保険証は不備や不足等がなければ、届出後、1週間から10日程度で世帯主の方あてに簡易書留にて郵送いたします。

## ① 健康保険組合又は勤務先等の 健康保険資格喪失証明書のコピー (加入者全員が記載されているもの)

健康保険資格喪失証明書 (コピー)

大田 太郎 大田 花子

ただし、組合印、社判等が押印されているものに限りません。

## ② 取得届出書 HPでダウンロードしたものか、 窓口で配布しているものをご利用ください。

国民健康保険異動届出書

郵送

健康保険資格喪失証明書のコピーと併せて、  
①届出人の本人確認書類のコピー、  
②世帯主および加入する方全員の個人番号確認書類(個人番号カードや通知カード)のコピーをお送りください。

## ③ 届出人の身元確認書類のコピー (有効期間内のものに限りません)

マイナンバーカード  
(個人番号カード)

運転免許証

パスポート

在留カード

## ④ 世帯主と加入者のマイナンバー確認書類のコピー

マイナンバーカード  
(個人番号カード)

個人番号  
通知カード(※)

住民票の写し または  
住民票記載事項証明書  
(マイナンバー付き)

※通知カードは氏名、住所等が住民票と一致している場合のみ

等

以上①～④を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

〒144-8621  
大田区蒲田5-13-14  
大田区役所  
国保年金課 国保資格係 行